

店頭デリバティブ取引約款

【みんなのFX・みんなのシストレ・みんなのオプション】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p>店頭デリバティブ取引約款 【みんなのFX・みんなのシストレ・みんなのオプション】 (目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条 (口座開設の適格要件) 本取引口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1) ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。</p> <p>(2) お客様が個人の場合には、日本国内に居住する<u>満20歳以上80歳未満</u>であり、<u>日本法上の行為能力を有する者</u>であること。または、<u>日本国内に居住する未成年者 (満18歳以上20歳未満 (高校生を除く。))</u>で法定代理人による同意があること、若しくは婚姻者である者。</p> <p>(3)～(17) (省略)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>第5条(取引における証拠金) お客様は、FX取引において、当社が定めた証拠金率により計算した必要証拠金以上の金額を、証拠金として、FX取引を行うに先立ち当社の指定する方法により「FX口座」又は「シストレ口座」に預託するものとします。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. お客様は、FX取引において、同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に保有すること (以下、「両建取引」といいます。) ができるものとします。<u>両建取引における必要証拠金及び維持証拠金は、「みんなのFX」の場合、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計の両方に対して算出した額のうち、高い方とし、「みんなのシストレ」の場合、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計の両方に対して算出し、これを合計するものとします。なお、両建取引は、お</u></p>	<p>店頭デリバティブ取引約款 【みんなのFX・みんなのシストレ・みんなのオプション】 (目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条 (口座開設の適格要件) 本取引口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1) ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。</p> <p>(2) お客様が個人の場合には、日本国内に居住する<u>満20歳以上</u>であり、<u>日本法上の行為能力を有する者</u>であること。</p> <p>(3)～(17) (省略)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>第5条(取引における証拠金) お客様は、FX取引において、当社が定めた証拠金率により計算した必要証拠金以上の金額を、証拠金として、FX取引を行うに先立ち当社の指定する方法により「FX口座」又は「シストレ口座」に預託するものとします。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. お客様は、FX取引において、同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に保有すること (以下、「両建取引」といいます。) ができるものとします。<u>両建取引における証拠金は、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計の両方に対して証拠金を算出し、これを合算するものとします。なお、両建取引は、お客様にとってスプレッド、証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等、</u></p>

<p>お客様にとってスプレッド、必要証拠金及び維持証拠金(必要証拠金及び維持証拠金については「みんなのシストレ」に限る。)を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等、経済合理性を欠くおそれがあることについて、お客様はこれを予め承諾するものとします。</p> <p>4.～6.(省略)</p> <p>第6条～第42条 (省略)</p> <p><u>平成30年3月3日改訂</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>経済合理性を欠くおそれがあることについて、お客様はこれを予め承諾するものとします。</p> <p>4.～6.(省略)</p> <p>第6条～第42条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---